

鳥取大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する 構成国立大学法人間協定書の一部を変更する協定書

平成16年4月1日付けで国立大学法人鳥取大学，国立大学法人島根大学，国立大学法人山口大学（以下「構成法人」という。）との間で締結した「鳥取大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

- 1 第2条中「及び農学研究科（島根大学は生物資源科学研究科）」を「，鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻及び国際乾燥地科学専攻，島根大学大学院生物資源科学研究科並びに山口大学大学院創成科学研究科農学系専攻」に変更する。
- 2 第6条中「大学院設置基準第8条第3項の規定に基づく研究科の専任教員」を「大学院設置基準第8条第4項の規定に基づき，研究科の専任教員又は兼任教員」に変更する。
- 3 本協定の締結により，平成28年3月31日付けで締結した「鳥取大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書の一部を変更する協定書」は，平成29年3月31日をもって廃止する。
- 4 この協定書は，3通作成し，構成法人において各1通を所持する。
- 5 この協定書は，平成29年4月1日から効力を有する。

平成29年3月30日

国立大学法人鳥取大学長

豊島良太 印

国立大学法人島根大学長

服部泰直 印

国立大学法人山口大学長

岡正朗 印